

市民 後見人 のしごと

まんがで学ぶ



墨田区



つながる
墨田区

市民後見人についての問い合わせ先

墨田区社会福祉協議会
すみだ福祉サービス
権利擁護センター

〒131-0032
墨田区東向島2-17-14
すみだボランティアセンター2階
☎ 5655-2940 FAX 3612-2944



すみだ福祉サービス
権利擁護センター
すみだボランティアセンター 2階

発行 ● 墨田区厚生課 〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 ☎ 5608-6150 FAX 5608-6403

高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らし続けるためには、衣食住が足りるだけでなく、さまざまなことを自分で決めていかななくてはなりません。例えば家計を考えながら買い物をしたり、介護サービスが必要となった場合に利用契約をしたり…。しかし、認知症などの病気で判断能力が不十分になると、自分で財産を管理したり、契約をしたりすることが難しくなります。詐欺などの被害に遭う場合もあります。そのような方々に寄り添い、最善の方法を考えてサポートする人、それが「市民後見人」です。

今後は高齢化や単身世帯の増加により、地域で支援を必要とされる方の大幅な増加が予測されます。今、これらの方が安心して暮らしていけるために支え手が求められています。

市民後見人養成研修で、知識・技術を身につけ、地域の人々で支えあう社会貢献のカタチ・「市民後見人」にあなたもなってみませんか？

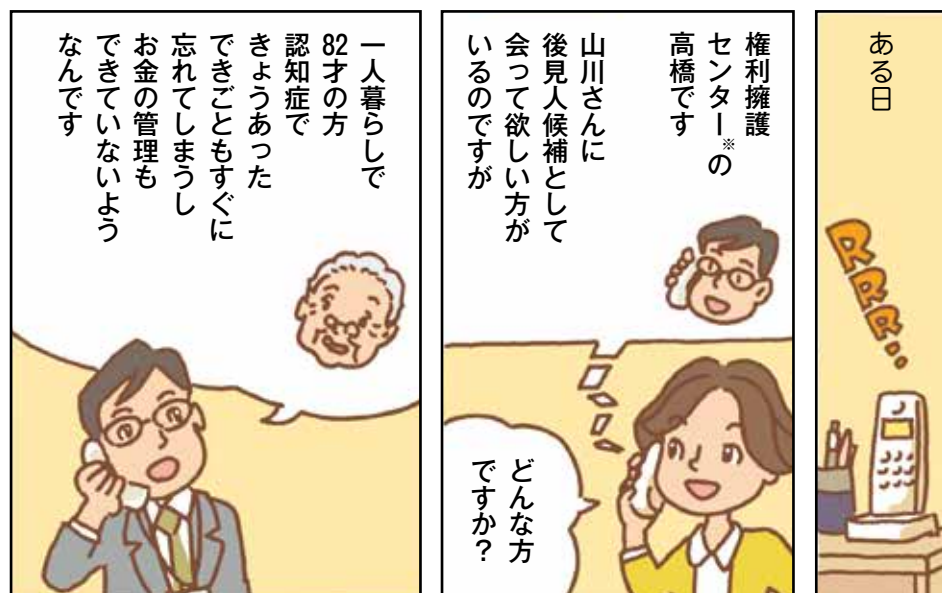
地域の みんなで支える 社会貢献のカタチ

市民後見人 1年生 山川昌子さん 奮闘記

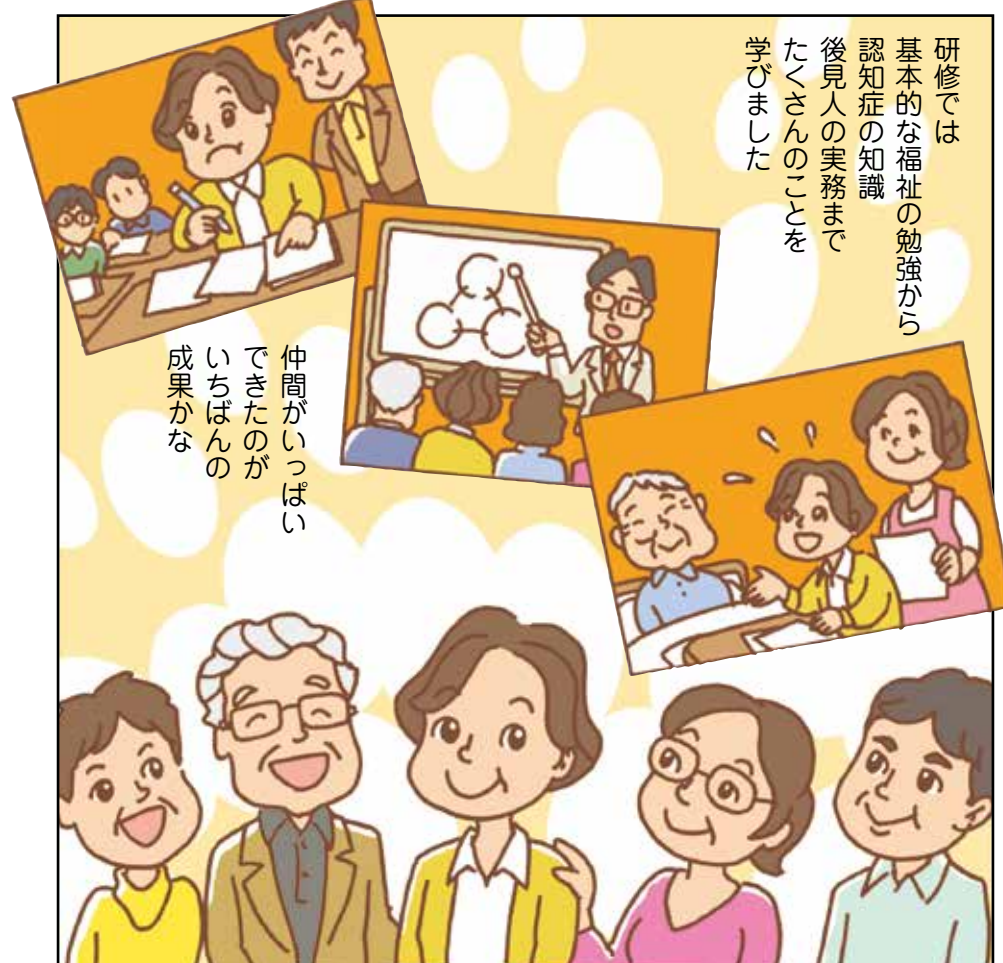


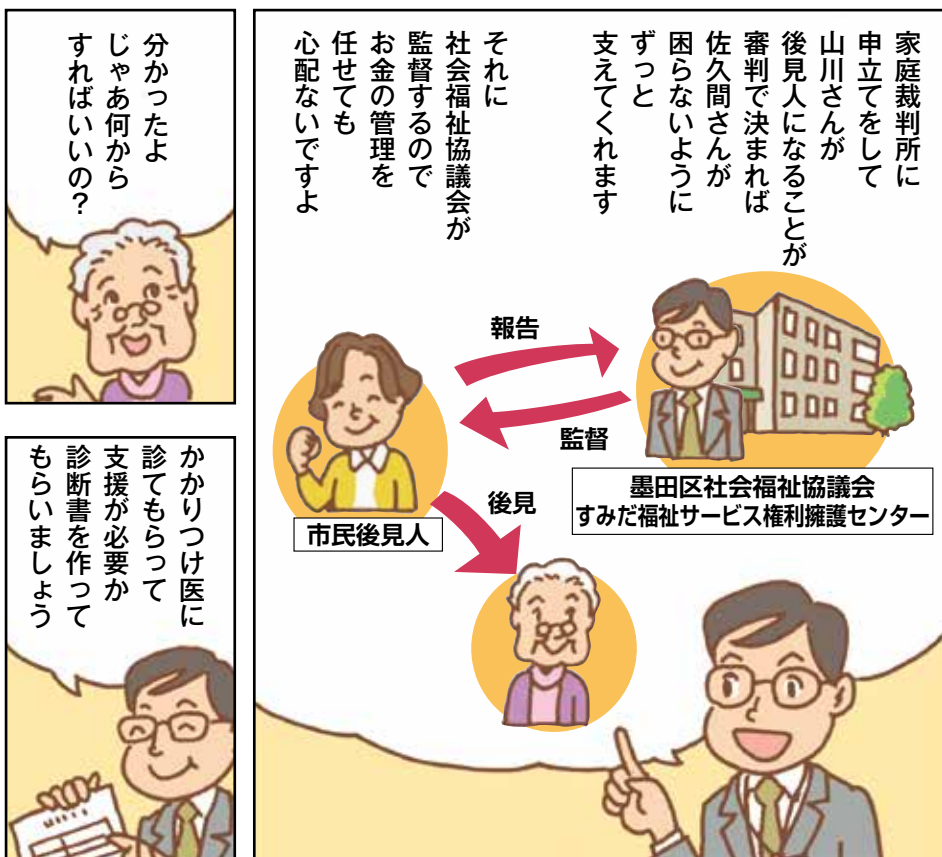
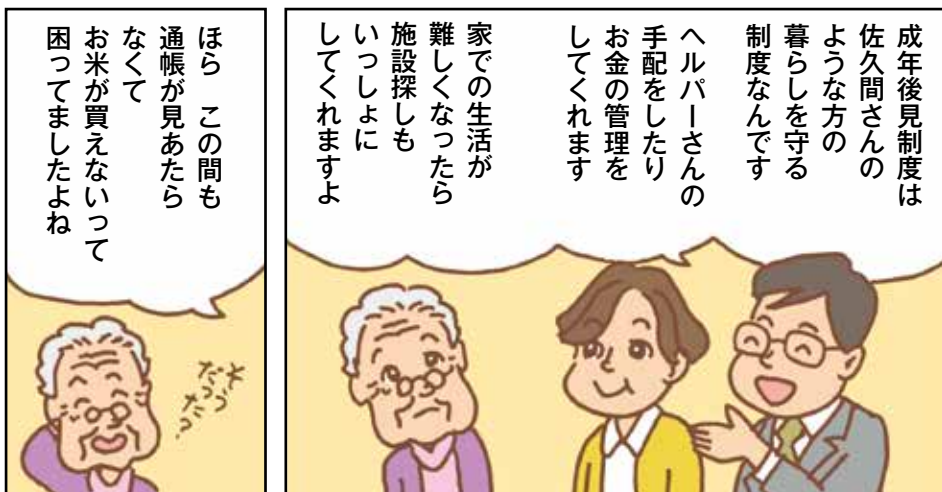
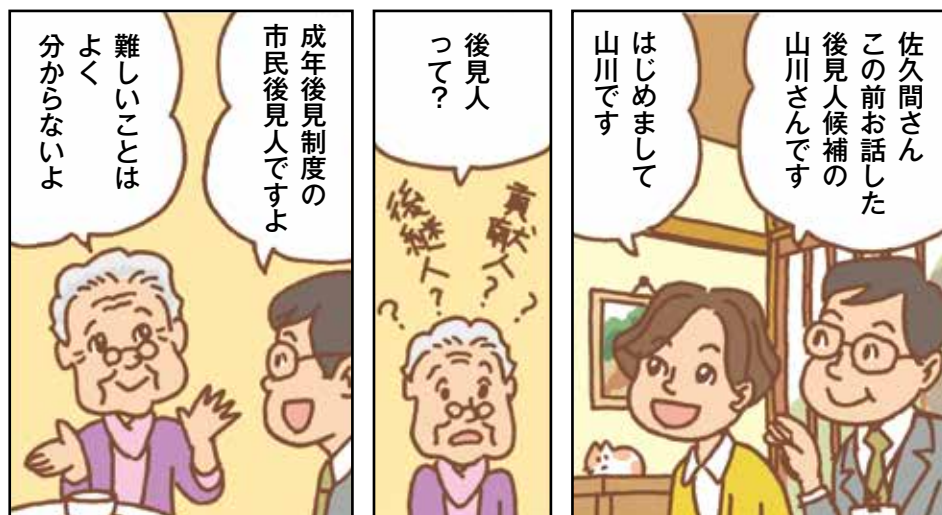
私は山川昌子※52才。
娘も今年、就職が決まって
独り立ち。昨年、他界した
母の介護で、ずいぶん民生・
児童委員のかたや、地域の
皆さんに良くしていただい
たので、自分も何か地域貢
献がしたいと思って、市民
後見人養成講座を受講した
のでした。

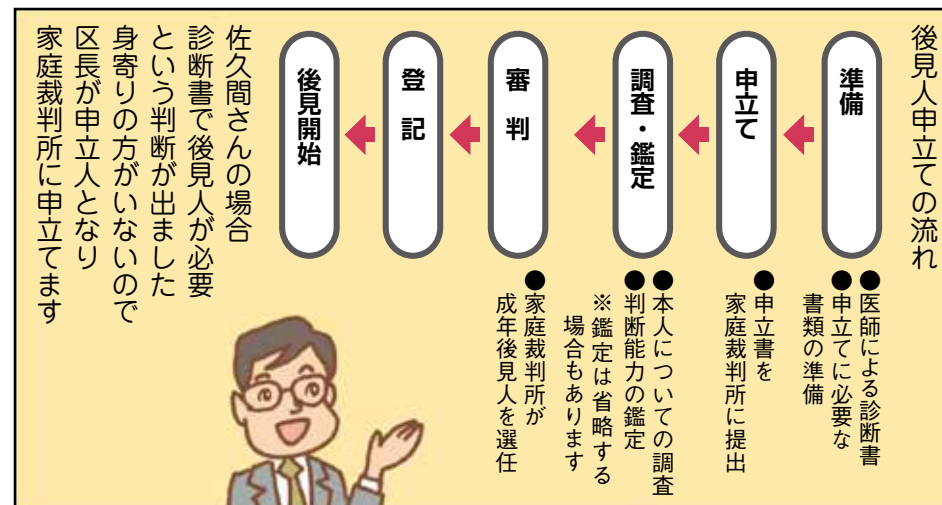
※まんがの登場人物は仮名です。



※権利擁護センターは、墨田区社会福祉協議会が運営する「すみだ福祉サービス権利擁護センター」の略称です。







市民後見人の主な仕事

財産管理

本人の資産や負債、収入と支出の内容を把握します。本人のために必要な支出を計画的に行い、資産を維持します。

【就任後1カ月以内】

- 財産目録の作成

【日常の仕事例】

- 権利証や通帳の保管
- 年金や生命保険などの収入の管理
- 生活費、公共料金、税金、保険料など支出の管理
- 銀行や郵便局など金融機関との取り引き



報告

社会福祉協議会が監督人になります。毎月または隔月に1回、社会福祉協議会に後見活動の内容を報告します。また年に1回、家庭裁判所に定期報告をします。

【日常の仕事例】

- 通帳などの提出
- 後見活動記録・財産管理報告の提出
- 本人の様子報告
- 問題発生時の連絡・報告



身上監護

毎月1回程度（本人の必要に応じて）本人と面接をして、健康状態や生活状況を記録します。診療や介護が必要な場合には、手続きや契約を進めます。

【日常の仕事例】

- 借家の契約や家賃の支払い
- 医療機関の受診、治療、入院の契約、費用の支払い
- 老人ホームの入居契約、費用の支払い
- 介護保険の利用や介護サービスの契約、費用の支払い



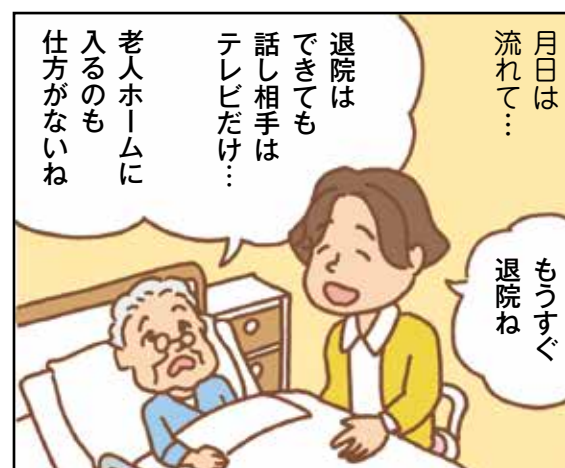
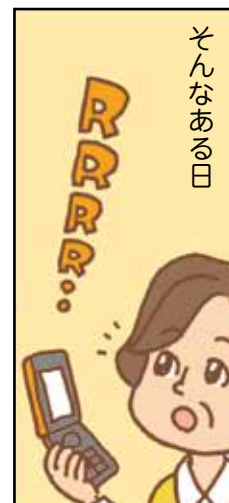
ひと言アドバイス

市民後見人は
身近にいてくれる応援団長です

後見人に求められることは「常に本人の一番の理解者であること」です。
市民後見人の特徴は、地域色のきめ細かい演出ができることでしょうか。市民であればこそわかることも多く、後見人となれば身近にいてくれる応援団の団長のような存在です。遠いところにいるのではなく、顔の見える頼れる味方として、本人の楽しみや嗜好を演出した生活計画が期待されます。本人なら判断したであろうことを本人のために選び、手配（契約・費用支払）をします。本人の人生を共に体験するように感じ、抱える問題を共有し悩み少しづつ解決していくことで、ご自身の人生を省みることにつながるかもしれません。

社会福祉士
小林千恵さん





市民後見人 Q & A

Q1

法律のこと、病気のこと、ご本人に何かあった場合の相談先は？

A

困った時には、まず、すみだ福祉サービス権利擁護センターに相談をしてください。活動中にはさまざまな問題が起こることが想定されます。医者から延命治療の同意を求められる、選任時はわからなかった負債が出てくる、本人が死亡するなど。対応方法は問題によってひとつひとつ異なるため、センターの顧問弁護士等に確認しながら対応していただくことになります。市民後見人の活動は、さまざまな人が支えていますのでご安心ください。

Q2

市民後見人になるにはどのような知識や適性が 필요한のですか？

A

後見人は身上監護と財産管理の活動を行います。身上監護においては、本人の身に耳を傾ける傾聴の技術や介護保険の知識が必要になります。また、財産管理においては、墨田区社会福祉協議会が定める基準に従って適正に管理することが求められます。皆様がこれまで培ってきた社会経験を土台に、養成研修でさらに知識を身につけていただければ、これまで福祉活動に携わったことがない方でも市民後見人の活動は可能です。

Q3

日常の買い物を頼まれときは、どうすればいいのですか？

A

後見活動の中に、毎日の買い物や食事の支度、部屋の片付け、介護などの行為は含まれません。なぜならば、後見人ができる行為は預貯金の出し入れや福祉サービスの契約などの家庭裁判所から決められた法律行為だからです。本人に家事援助や介護などの支援が必要な場合、福祉サービスの契約を後見人が行い、買い物や介護などはヘルパーさんが行うことになります。



市民後見人の活動を
たくさんの人が
支えています

